

北海道森林づくり条例の改正(素案)について

第1 改正の趣旨

北海道森林づくり条例(平成14年北海道条例第4号。以下「条例」という。)は、北海道における森林づくりに関し、基本理念や道及び森林所有者の責務、道民及び事業者の役割を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項を定めることにより、森林づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、道民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的に、平成14年に制定されました。

条例の施行から13年が経過し、その間、木材の需給構造の変化や山村地域での林業の成長産業化による雇用確保への期待など情勢は大きく変化しており、そのような情勢変化に適切に対応した施策を実施していくこととするため、本条例を改正します。

第2 改正内容

1 森林資源の循環利用の推進について

本道では、カラマツなどの人工林が利用期を迎えており、道産材の供給率は条例制定時の39%から平成25年には56%に上昇しています。今後、人工林を主体として森林資源の一層の充実が見込まれていることから、森林の整備の推進及び保全の確保並びに林業・木材産業等の健全な発展に資するため、「植えて育てて、伐って使って、また植える」森林資源の循環利用の推進についての規定を追加します。

2 林業事業体の育成について

本道の森林づくりを進めていくためには、伐採や植林などの作業を計画的かつ効率的に進めていく必要があることから、こうした森林の整備を担い、林業の健全な発展を下支えする林業事業体の育成についての規定を明確化します。

3 地域材の利用推進について

地域材(道内の森林から産出され、道内で加工された木材)の利用を推進することは、森林資源の循環利用につながることから、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律(平成22年法律第36号)や、同法に基づく道及び市町村の方針も踏まえ、地域材の利用についての規定を明確化します。

4 「木育」を通じた施策の推進について

生活に身近な木材の利用や森林との触れ合いを通じて道民の豊かな心を育む「木育」の取組は、森林づくりに関する道民理解の促進や青少年の学習の機会の確保などにつながることから、木育を通じた施策の推進についての規定を追加します。